

物品管理業務委託契約書（案）

委託者 大和高田市（以下「甲」という。）と、受託者_____（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

- 1 委託業務名 大和高田市立病院 物品管理業務
- 2 業務内容及び要領 次に掲げるこの契約書の付属書類によるものとする。
 - (1) 付属書類 1： 甲が令和 5 年 1 月 20 日に公表した大和高田市立病院物品管理業務委託事業者公募型プロポーザル実施要領の別紙 1「大和高田市立病院物品管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」
 - (2) 付属書類 2： 乙が令和 5 年 2 月 24 日に甲へ提出した「企画提案書（以下「提案書」という。）」
 - (3) 付属書類 3： 甲及び乙がこの契約締結前の事前協議において、決定した内容の記録（以下「協議記録」という。）
- 3 契約期間 契約締結日から令和 8 年 11 月 27 日（前月分支払予定日）まで
※ 契約締結日から令和 5 年 10 月 31 日までの期間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用負担については乙の負担とする。
- 4 業務履行期間 令和 5 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで（36 ヶ月）
- 5 履行場所 大和高田市磯野北町 1 番 1 号 大和高田市立病院
- 6 契約金額 金_____円（36 ヶ月）
消費税等及び地方消費税は別途加算する。
月額換算 金_____円
消費税等及び地方消費税は別途加算する。
- 7 契約保証金 大和高田市契約規則（平成 11 年規則第 9 号）第 30 条第 3 項第 3 号により契約保証金の全部を免除する。
- 8 消費税等 消費税等（消費税及び地方消費税のことをいう。）は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出し、消費税等の算出に際して 1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

(総則)

第1条 甲及び乙は、互いを医療提供のパートナーであると認識し、頭書の業務（以下「委託業務」という。）に関し、この契約書の定めるもののほか、仕様書、提案書及び協議記録に基づき、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(法令上の責任)

第2条 乙は、委託業務の履行に際し、乙の雇用する業務従事者を指揮指令するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、且つ責任をもって労務管理を行うものとする。

2 乙は、業務の履行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

3 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託)

第4条 乙は、契約履行についてその業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が契約履行についてその業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる必要がある場合、あらかじめ、その者の商号、名称又はその他必要な事項を甲に通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。

(委託業務の公共性の認識等)

第5条 乙は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙及び乙の従事者は、この契約に関し業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、業務を離れた状況及びこの契約が終了した後においても適用する。

(個人情報保護)

第7条 本条は、この契約のうち、日本国内の乙及び乙の従事者は、個人情報を取り扱う場合には、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(統括責任者等)

第8条 乙は、業務を実施するに当たって統括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。統括責任者を変更したときも、同様とする。

2 乙は、業務に従事する者の氏名を甲に書面で届け出なければならない。業務に従事する者を変更したときも、同様とする。

3 統括責任者及び業務従事者は、仕様書、提案書及び協議記録に記載する責務及び業務内容を誠実に実行しなければならない。

4 甲は、この契約において意図する業務の履行を完了させるため、業務に関する指示を乙、統括責任者又は統括責任者に準ずる者に対して行うことができる。この場合において、乙、統括責任者又は統括責任者に準ずる者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(統括責任者等に対する措置請求)

第9条 甲は、統括責任者又は業務に従事する者若しくは第4条第2項の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(設備等の使用賃借)

第10条 甲は、乙に対し、委託業務を遂行するために必要な当院既存の設備、備品等を使用させるものとする。

2 甲は、乙に対して使用を認めた設備、備品等の使用料は無償とする。

3 乙は、甲から使用を認められた設備、備品等を本契約にかかる業務の目的以外に使用してはならない。

4 乙は、甲から使用を認められた設備、備品等について、常に善良なる管理者の注意をもって維持・保守並びに運営をなす責めを負い、かつ関係する法令のすべての規定を遵守しなければならない。

(場所の提供)

第11条 甲は、乙に対し、委託業務を遂行するために必要な場所を無償で提供するものとする。

2 乙は、甲から提供された場所を本契約にかかる業務の目的以外に使用してはならない。

3 乙は、履行期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに指定された場所を原状回復し明け渡さなければならない。

(臨機の措置)

第12条 乙は、業務の履行に当たって緊急の措置を要すると認めたときは、所要の措置を採らなければならない。この場合においては、乙は、その採った措置について遅滞なく甲に通知しなければならない。

2 甲は、業務の履行に当たって緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置を採ることを求めることができる。

(業務の報告)

第13条 乙は、仕様書等に定めるところにより、業務の履行について甲に報告しなければならない。

2 乙は、契約に定められたとおり履行できなかつたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(業務の調査等)

第14条 甲は、委託業務の処理状況について、必要と認めるときは、乙に対して調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(損害賠償)

第15条 甲と乙とは、他方当事者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し、他方当事者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害額については、甲乙協議して定めるものとする。

2 委託業務に伴い乙の責に帰すべき事由により第三者に与えた損害に対し、乙は損害賠償の責任を負うものとする。

3 乙は、業務上の事故に対する損害賠償責任保険は別に加入する。

(契約内容の変更)

第 16 条 甲と乙は、必要と認めるときは協議のうえ契約内容を変更することができる。また、委託金額を変更する必要があるときは甲乙協議のうえ定める。

(委託料の支払)

第 17 条 乙は、毎月の委託料を当該月の末日をもって原則翌日 10 日までに書面により甲に請求し、甲は、請求を受けた日から 30 日以内に口座振込の方法により乙に支払う。

2 乙の不履行や甲の都合により、月の途中で支払いを行う場合の支払い金額の按分は、次の計算式で算出する。

乙に対する支払金額＝月額契約金額×履行した日数／その月日数（百円未満の端数切捨て）

(遅延利息)

第 18 条 甲の責めに帰すべき理由により、前条の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(甲の契約解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙がその責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が契約の履行に関し不正の行為をしたと認められるとき。

(4) 契約締結後、乙がこの物品管理業務委託事業者選定のための公募型プロポーザルにおいて、不正な行為をしたと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙又はその代理人がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(暴力団関与の場合の解除)

第 20 条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による契約解除をした場合において、相手方に損害が生じてもその責めを負わない。

(違約金)

第 21 条 甲及び乙が第 20 条の規定により契約を解除したときは、相手方に対し契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第 22 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面を提出することにより契約を解除することができる。

(1) 契約の内容変更により契約金額が 3 分の 2 以上増減したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき理由により、契約を履行できない状態が相当期間にわたるとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

(解約)

第 23 条 甲又は乙は、この契約を中途解約しようとするときは、第 19 条、第 20 条又は前条の規定による場合を除き、解約しようとする日の 3 か月前までに他方当事者に書面によって申し出をしなければならない。

2 前項の規定により、この契約が契約期間中に解約となった場合、甲又は乙は、損害を受けた他方当事者に対して、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は甲乙が協議して定めるものとする。

(違約金等の徴収方法)

第 24 条 甲は、乙から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、甲が乙に対する当該契約の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは別にこれを徴収するものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第 26 条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(補則)

第 27 条 この契約書に定めのない事項については、大和高田市契約規則（平成 11 年規則第 9 号）及びその他甲が定める関係例規（告示を含む。）に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

この契約の締結した証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中 9 8 番地 4
大和高田市
大和高田市長 堀内 大造

乙

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、大和高田市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容を他に漏らしてはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、電磁的記録の資料等の暗号化や個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないなど、個人情報の厳重な保管及び搬送に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定)

第8 乙は、この契約による事務の処理については、甲の大和高田市立病院内及び乙の事務所において行うものとする。ただし、その他の作業場所で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他安全確保の措置について、あらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(事故発生時の報告義務)

第9 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還)

第 10 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第 11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(調査)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(その他)

第 13 乙は、前第 1 から第 12 に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。